税務関係部課長会議　議事録

日　時　　平成 28 年 10 月 18 日（火）　午後１時 30 分～午後 3 時 30 分
会　場　　愛知県自治センター　4 階　大会議室
当番市　　東海市
出席者　　県・・・市町村課　税政Ｇ課長補佐　澤田圭紀
　　市町村課　税政Ｇ主任主査　久野　猛
　　市・・・名古屋市　財政局税務部税制課長　堀田喜之　始め３９名
　　全国軽自動車協会連合会　事務局長　五島明敏
　　愛知県事務所　総括部長　横井博司
　　市長会事務局・・・事務局次長　長谷川好喜　始め４名
資　料　　税務関係部課長会議次第
　　議題回答状況　資料 1～資料６
　　平成 29 年度地方税制改正に関する要望書　資料７－１
　　東海都市税務協議会会則　資料７－２
内　容
（司会進行　愛知県市長会事務局　財政係長　神谷直子）

１　開　　会　愛知県市長会事務局　財政係長　神谷直子

２　あいさつ　市長会事務局次長　長谷川好喜
本日の議題の内容説明
　マイナンバー関連の３議題を始め全７議題となっているので、しっかり情報交換、意見交換を行って有意義な会となりますよう願っています。
軽自動車税申告書の受付等業務について
　市長会と町村会から、軽自動車税申告書の受付業務等を受託を実施し、実施している全国軽自動車協会連合会愛知県事務所から業務内容についてご説明いただきますので、理解を深めていただくとともに、事務の参考にしていただければと考えています。

あいさつ　愛知県総務部市町村課税制Ｇ課長補佐　澤田圭紀
　ご挨拶に変えて３点ほど情報提供等させていただきます。
　最初の２点は、県税務課が中心として進めさせていただいている件で、まず１点目は、愛知県地方税滞納整理機構につきまして、平成２３年４月に３年間の期限を設けて設立しましたが、高い徴収実績を踏まえまして、平成２６年度から３年間、設置を延長しており、今年度が延長の期限とな

っていますが、多くの市町村から再度の強い延長の要望があったと聞いており、県としては原則３年間延長すると判断しましたので、積極的な滞納整理の実施にご協力いただきたい。

２点目は、個人住民税の特別徴収の推進で、平成２６年１０月に県内給与所得者数に占める特別徴収による納税義務者数の割合をアップするという新たな指針をたて、皆様のご尽力をいただきまして、今年の７月時点における割合が８２．８％となっておりまして、昨年同時点と比較しまして、１．８５％上回る結果となっていることを、厚くお礼申し上げます。

３点目はお願いですが、個人住民税のふるさと納税につきまして、寄附者に対する返礼品の対応が過熱化しており、この点においては既に昨年度、良識ある対応をとる様、総務大臣通知がでておりまして、今年度４月は更なる、制度の趣旨に反するプリペイドカードや商品券、電子マネー、電子ポイントといった金銭類似性の高いもの、電気・電子機器、貴金属、自転車等の資産性の高いものの返礼品は送付しないことと通知がありました。

ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与であり、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するという目的で行っている制度であることを勘案してご理解いただきたい。ふるさと納税の担当部署が本日お集まりの税務担当の皆様でないことが多いことは存じあげているが、税務当局の立場でご協力いただければと考えており、お願いに変えさせていただきます。

３　議長選出　東海市税務課長　深谷清文

あいさつ

着席

４　議　　題

(1)「給与支払報告書のマイナンバー記載誤り等の対応について」(豊橋市提出)

○豊橋市市・税課長　嶋田太一　氏　趣旨説明

平成２９年度以降の給与支払報告書にマイナンバーの記載が義務付けられましたが、マイナンバーの記載誤り及び記載漏れがあると想定されます。本市では、資料登録については給与支払報告書記載のマイナンバーを登録、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）は、住民基本台帳上のマイナンバーを表記し、住登外者等で調査中の者は「＊＊＊＊＊」を表記、マイナンバー調査は住民基本台帳等の基本４情報が一部でも一致しない者は、個人特定不明者として事業所へ訂正給与支払報告書の提出を求め、時期については、給与支払報告書のその他対象者不明者の照会と同時で頻度は２月中旬より週１回程度の運用を予定していますが、各

自治体の運用予定についてご教示いただきたい。

（議長）
　豊橋市さん、如何ですか。各市の状況について質問等ありますでしょうか。

（豊橋市）
　各市の回答を見させていただいたところ、最後の更正給報の関係ですが、ここが各市バラバラな状況で、まだ検討していかなければならないと思っています。

（議長）
　他の市で質問等はありませんか。　　（質問なし）

（議長）
　それでは、この件につきまして、愛知県からのコメントをいただきたいと思います。
　よろしくお願いします。

（愛知県コメント）
　給与支払報告書については、平成 29 年度以降の住民税に係る報告書の提出から、様式が改正され、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族及び特別徴収義務者（個人事業主の場合）の個人番号の記載が義務付けられています。
　また、特別徴収義務者における個人番号関係事務においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第６条に規定されているとおり、事業者に対し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するよう努力義務が規定されているところです。
　これらのことから、個人番号の記載誤りや記載漏れについては、これまでの課税事務と同様に、適正な課税に影響を及ぼしかねないと思われるものは、正確な記載を求めるよう適切な事務を心掛けていただきたいと考えております。
　なお、国税における法定調書の提出においては、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度について」の「国税分野におけるＦＡＱ」に示されているとおり、個人番号の記載誤りについては、正確な記載を促し、また、記載漏れについても、個人番号の提供を求めるよう促していることを申し

添えます。

(2)「マイナンバー法に伴う情報の紐付けについて」（清須市提出）

○清須市税務課長　吉田敬　氏　趣旨説明

当市の税務課は時間外の多い中、マイナンバー法が平成２８年１月に行され、平成２９年７月には情報連携が始まり、更に時間外の増大が予想されるため、各市の取り組み状況をご教示ください。

各自治体で管理している課税情報について、市内に住民票の無い納税義務者等は、マイナンバーの把握ができないため、本人や雇用主等に確認する必要があります。特に、固定資産税においては、基本４情報が揃わないうえに、複数で共有している場合の共有者の情報が、乏しいのが現状です。

そこで、マイナンバーの紐付けについて、各税目ごとに、本人への確認等どの程度まで、どのような方法で行うものなのか各市の取り組みについて、ご教示ください。

（議長）

他の市で質問等はありませんか。　　（質問なし）

清須市さん、如何ですか。各市の状況について質問等ありますでしょうか。

（清須市）

各市の回答を見させていただき、各市の対応がかなり違うことがわかりましたので、本市からお尋ねしたい市につきましては、担当から直接電話させていただきますのでよろしくお願いいたします。

（議長）

ありがとうございました。

この件についても愛知県にコメントをいただければと思います。

（愛知県コメント）

各税目ごとにおけるマイナンバーの紐付けについては、平成27年10月２日付け通知において示されているため、通知に基づき適切に運用していただきたいと考えております。

固定資産税については、固定資産課税台帳等の備付けに係る事務等において必要となりますが、特に住基登録外者については氏名と登記上の住所しか把握していない場合が多いと認識しています。住基登録外者のマイナンバーの把握については、デジタルPMOにおいて、

①情報により自治体側から J-LIS へ照合し、番号を含めた個人情報を入手する方法

②納税通知書の送付時などに個人番号の自主的な申告を求める通知を同封し、本人確認書類とともに任意に返送して貰う方法

③登記申請の際、附属書類として住民票を添付させており、登記所には４情報（氏名、住所、生年月日、性別）がある。自治体においてこの４情報を調査しＪ－ＬＩＳへ照会することで番号の取得する方法の３つの方法を示しているため、この方法により確認に努めていただくのが望ましいと考えています。

(3)「給与所得に係る特別徴収税額通知徴収義務者用)【第3号書(特別様式】におけるマイナンバーの表示について(あま市提出)

○あま市税務課長　吉川誠　氏　趣旨説明

平成２９年度課税分から、マイナンバーの利用が本格化しますが、上記様式について、貴市では従業員のマイナンバーの表示について、どのような対応をとられるかご教示ください。

①特別徴収義務者が提出した給与支払報告書に記載れているマイナンバーで印字

②自庁で保有しているマイナンバーを印字

③印字しない（空欄のまま）若しくは＊表示

④その他（具体的に：　　）

この議題を提出させていただく背景としましては、法的には、特別徴収義務者用の通知にマイナンバーを入れて通知する様式となっているため、市町村がマイナンバーを印字して特別徴収義務者に通知しても、マイナンバーの流出の責を問われることはないと思われます（県市町村課に問い合わせた時もそのような返答でした。）が、これは、特別徴収義務者が既に従業員から正しいマイナンバーの提供を受けていることを前提にしていると思われます。そのため、会社が故意（従業員がマイナンバーの提出を拒んでいるような場合）過失は別として、マイナンバーを空欄のまま給与支払報告書を提出したり、或いは間違った番号を書いてきたりした場合、市町村からの通知書を受けて、従業員のマイナンバーを知ることも可能となります。

会社が従業員のマイナンバーを既に把握しているという前提なら、改めて、通知書に記載する必要もないと考えます。近隣の市町の間でも、どのように対応するか、情報交換をしておりますが、まだまだ判断に迷うところです。本市では、マイナンバーの欄は空欄のままで通知することも有りかと考えておりますが、何か法的に問題があるのか、意見交換させていただきたいと考え、議題として挙げさせていただきました。

（議長）

ありがとうございました。
あま市さん、各市の状況についてご質問等があればお願いします。
（あま市）
各市の回答では②の自庁で保有しているマイナンバーを印字するという回答が９割位占めているということで、あま市も②で印字を検討したいと思います。国からも、相手から提出された給報のマイナンバーが誤ったものや記載の無い場合でも、市町村からは給与所得に係る特別徴収税額通知徴収義務者用は正しいマイナンバーを記載しなければならないという回答もでているようですのでその回答を踏まえて進めていきたいと思っています。

（議長）
他の市で質問等はありませんか。

（津島市）
税法等で何故、特別徴収税額通知徴収義務者用だけマイナンバーを通知しなければならないのかはっきりしないこと、また今後表記しなくてもよくなる可能性もあるので、ぎりぎりまで検討しています。
質問ですが、マイナンバーを印字される自治体については、すべての桁を印字されますか？口座振替の納付書のように口座番号については、頭４桁を表示して、残りはアスターリスクを表示し全体が解らない様にして送っている自治体もあると思いますが、マイナンバーは全部を通知されるのか気になったので質問しました。

（議長）
それでは、すべての桁を印字される予定の自治体は挙手してください。
（挙手多数）

（議長）
結構多いですね。それでは他になければ、この件についても愛知県にコメントをいただければと思います。

（愛知県コメント）
特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）については、平成29年度以降の住民税に係る通知から様式が改正され、納税義務者及び特別徴収義務者（個人事業主の場合）の個人番号の記載が義務付けられています。
また、個人番号の提供については、「行政手続きにおける特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律」第 19 条第１号に示されているとおり、個人番号利用事務実施者（課税庁）が個人番号利用事務（個人住民税の特別徴収）を処理するために、個人番号関係事務実施者（特別徴収義務者）に対し、特定個人情報（個人番号）を提供するものですので、給与支払報告書に個人番号の記載がない場合でも、通知書に個人番号の記載は必要であると解します。

ただし、住登外者などで個人番号が不明なものについて、個人番号の記載が無いことを以って、直ちに通知書の効力が無効となるものではありませんこと申し添えます。

（４）地方税当局からの国への申告書等データの引継に係る状況について（岡崎市提出）

○岡崎市民税課長　鍋田志郎　氏　趣旨説明

平成 29 年１月４日以降に行われる所得税等の申告については、地方税当局の申告会場から、電磁的記録のまま国税当局に引き継ぐことが可能となります。

このことについて、平成 29 年の申告時期における対応・導入につきまして、各市の状況をご教示ください。

なお、平成 29 年の申告時期では、導入しない場合には、その理由についてもご教示ください。

（議長）

岡崎市さん､如何ですか｡各市の状況について質問等ありますでしょうか｡

（岡崎市）

回答を見てわかりましたので、ありがとうございました。

（議長）

他の市で質問等はありませんか。

（豊橋市）

当市も導入は見合わせているのですが､できればこのようなデータのやりとりが、行政的になった方が予算要求しやすいと思っています。

（議長）

それでは他になければ､この件についても愛知県にコメントをいただければと思います。

（愛知県コメント）

国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成 27 年度税制改正において、地方税当局の申告書作成システムに係る端末を使用して電子情報処理組織により行う所得税等の申告については、地方団体の職員による本人確認を前提に、当該申告を行う者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととされたところです。

これにより、平成 29 年１月４日以後に行われる当該申告については、自宅等からの本人による電子情報処理組織を使用した申告と同様、添付すべき書類の記載事項を入力して送信することで当該書類の添付を省略するとともに、作成された申告書については、電磁的記録のまま国税当局に引き継ぐことが可能となります。

なお、平成 30 年以降の運用開始に向けた開発については、随時、テストの受付及び専用ＩＤの払出しを行うとのことですので、御承知おきください。

（議長）

この件に関してご質問等はありませんか

（岡崎市）

県への質問では無く各自治体さんへのお願いなのですが、来年またそれ以後、当市から状況の問い合わせをさせていただくこともありますのでよろしくお願いします。

（５）平成 29 年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書の送付について（岡崎市提出）

平成 29 年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書のうち特別徴収義務者用の送付については簡易書留にて送付することが望ましいとされています。本市では簡易書留を実施した場合、平成 28 年度よりも郵送料金が約 500 万円増と試算しており、財政当局との調整を現在進めています。

そこで各市に対して次の点についてお伺いします。

①平成 29 年度決定通知書の送付を簡易書留で予定しているかご教示ください。

また、愛知県に対して次の点についてお伺いします。

②決定通知書を簡易書留で送付することについて、市町村に対する愛知県の考えや簡易書留で送付する場合に市町村に対し郵送料金の県からの

補助を検討する考えはあるかご教示ください。
（議長）
①については普通郵便がほとんどとなっています。他の市で質問はないようなので、この件についても、愛知県に②の質問を含めてコメントをいただければと思います。

（愛知県コメント）
特別徴収義務者用の市民税・県民税特別徴収税額決定通知の郵送方法については特に規定は設けられていないと認識しています。デジタル PMO においても、「郵送方法は各団体において適切にご判断いただくものと考えますが、必ずしも簡易書留等によらなければならないとは考えておりません」と回答されており、また、「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の送付は普通郵便でよい」との回答も見受けられます。
従って、郵送方法については簡易書留でも普通郵便でも問題はなく、どちらの方法によるかは各団体の判断によると思われます。

（愛知県追加コメント）
特別徴収義務者用の特別徴収税額決定通知の郵送方法については、特に規定がなく、簡易書留によるか、普通郵便によるかは各団体の判断によると思われます。従いまして、郵送方法の取り扱いを新たに定められる等の変更がある訳ではなく、県において特段、補助等を考えてはおりません。
なお、市町村税の徴収に要する経費につきましては、地方交付税制度解説によりますと、普通交付税の単位費用の算定基礎において、一般経費（需用費等）として含まれているところであります。
また、県民税との関係におきましては、地方税法第 47 条に定められている「徴収取扱費」が関係してくると思います。ご存知のとおり、これは「政令で定める額（3000 円）」に納税義務者数を乗じて算出されるものでございますが、この「政令で定める額」につきましては、総務省において「地方税法の施行に関する取扱い」に係る通知を発出しており、この中で「徴収取扱費については、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に要する経費の実情を踏まえて定めたものである」とされております。
こうしたことから、現在のところ、市町村税等の徴収に係る費用につきましては、県が補助を行うといった性格のものではないと考えております。

（６）納税通知書と納付書の送付について（半田市提出）
半田市においては、行政システムの第３次最適化が予定されており、個人住民税等の納付書の発送方法についても検討するため、各市町の発送状

況についてご教示ください。
　なお、本市では、個人住民税及び固定資産税については、当初に全納できる納付書と第１期納付書を発送し、第２期以降は納期ごとに納付書を発送しています。また、国民健康保険税については、納期ごとに納付書を発送しています。担当と話す中で、他市と当市で発送方法の違いがみられるという事で、今後の事務の効率化及びコスト縮減を考慮し納税通知書の発送につきましても各市の状況を確認させていただいて参考にしたくて質問させていただきました。

（議長）
　半田市さん、如何ですか。各市の状況について質問等ありますでしょうか。

（半田市）
　回答を見て状況は把握できましたが、この回答について持ち帰った後、担当と再確認させていただく中で、必要に応じて各市へ質問させていただくこともあるかもしれないのでその際はよろしくお願いします。

（議長）
　他の市で質問はありませんか。

（岡崎市）
　半田市さんは回答が、個人住民税及び固定資産税については、当初に全納できる納付書と第１期納付書を発送し、第２期以降は納期ごとに納付書を発送しているということですが、メリットを教えて欲しい。

（半田市）
　メリットがある訳でなく、おそらく昔からの発送方法を続けていると思います。

（豊橋市）
　当市は当初に全期納付書と各期の納付書をまとめて発送しているのですが、当初に各期の納付書をまとめて発送するのも、前から検討しているのですが、そこで、この発送方法へ平成２２年度から移行された刈谷市さんに、お伺いしたいのですが、この発送方法に移行されたことによって何かトラブルがあったか教えていただきたい。

（刈谷市）

特にトラブルがあったとは聞いていないです。

（田原市）

当市も平成２６年から、当初に各期の納付書をまとめて発送する方法へ変更しました。変更した理由は全納で支払い済みなのに、手元に納付書あるため、重複納付してしまい、還付手続きがかなり多かったので変更しました。変更したことにより、遠方の方が指定金融機関がない方が、４枚の納付書をそのまま使うと、１枚ずつ手数料がかかってしまうので、１つにまとめてくれないかと言う方がみえて、改めて全体の年額のまとめた納付書を送らせていただきました。

（議長）

各市ケースバイケースのようなのでこの回答を今後の事務の参考としてください。

これで市から提出された６議題は全て終了しましたので、議題７のその他について、東海都市税務協議会の次年度要望書の内容について、名古屋市さんから発言を求めたいと思います。

（７）その他（平成 29 年度地方税制改正に関する要望書）

○名古屋市財政局税務部税制課長　堀田喜之 氏　説明

（詳細は資料参照）

（議長）

次に豊橋市からお話があります。

（豊橋市）

議題にはないのですが、皆様にご意見をいただきたいと思うのですが、新聞報道でご存じの方もいらっしゃると思いますが、９月２８日に豊橋市に住んでいるであろう元会社役員２名が、３年分の住民税１億数千万円の脱税事件で起訴されました。

脱税の手口は生活の本拠地は豊橋市にあるにもかかわらず住民票を豊橋市以外の自治体に置いて、そこからだいたい１０月位に国外出国をして、個人市民税を不正に免れたということで起訴されています。

出国による脱税について、地検の手を借りず我々で何とか見つけたいと思うのですが、マイナンバーが来年の７月から始まれば調査し易くなると思いますが、何か有効な調査方法があれば教えていただきたい。

（議長）

ありがとうございます。何か対策をとられているところはありますか？

（愛知県）

この関係の記事が出ていた事は存じあげていました。個人的にはどのように把握するのだろうと思っていました。現在この件に関しては県としてこの場でコメントできるものは無いですが、マイナンバーが始まっても出国についてリンクするのはまだ先だと思うので、今後の状況を見守りつつ勉強していきたいと思っています。

（大府市）

転出される時市役所に手続きに来られるので、その時に税務課に寄っていただいて納税管理人の設定をしていただくことを市民課と連携して徹底して行っています。ただ、もともと脱税しようとしている悪意ある人にどれだけ有効かというのはあるのですが、このような場で形態を統一してやっていこうというのがあれば、今まで以上強くやっていけるのではないかと思い意見をいわせていただきました。

（議長）

ありがとうございました。他に意見はありませんか。（意見なし）

それでは、以上で、議長職を降ろさせていただきます。長時間にわたり、皆様ご協力ありがとうございました。

5　その他

軽自動車税申告書の受付等業務について

○全国軽自動車協会連合会愛知県事務所事務局長　五島明敏　・　説明

（詳細は資料参照）

6　次年度当番市の決定　大府市　※市制施行順

7　閉会　市長会事務局　財政係長　神谷直子